

大阪市の情報公開

(令和元年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

目 次

1	公開請求の状況	1
2	公開請求に対する決定等の状況	1
3	不服申立ての状況	2
4	審査会答申の状況	2
5	出資等法人の情報公開の状況	4
6	市民情報プラザの運用状況	4
7	制度の概要	4

1 公開請求の状況

(1) 公開請求件数（請求方法・請求者別）〔表 1 参照〕

公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、1枚を1件として算出しています。

〔※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。〕

令和元年度の公開請求件数は全体で1,255件となっており、平成30年度(1,278件)と比較して23件(1.8%)減少しています。

請求方法別では、件数の多いものから順に、インターネットを利用した電子申請644件(51.3%)、窓口327件(26.1%)、ファクシミリ203件(16.2%)、郵送81件(6.4%)となっています。

請求者別では、個人による請求件数が890件(70.9%)、個人以外による請求件数が365件(29.1%)となっています。

(2) 分野別の請求状況〔表 2 及び表 3 参照〕

分野別の請求状況を見ると、「教育」の分野155件(12.4%)と最も多く、次いで「福祉」の分野が145件(11.6%)、「道路・土地」の分野が119件(9.5%)となっています。

2 公開請求に対する決定等の状況

(1) 情報提供による対応状況〔表 4 参照〕

令和元年度の公開請求件数1,255件のうち、727件(57.9%)について情報提供により対応しており、平成30年度(55.2%)と比較して2.7ポイント上昇しています。

情報提供は、請求者(市民)の方にとって、求める情報を速やかに入手することができる一方、本市としては公開請求に係る事務処理の負担を軽減することができるなど、双方にとってメリットがあることから、積極的な活用に努めています。

(2) 決定状況

ア 年度別の決定状況〔表 5 参照〕

決定件数は、上記1(1)の公開請求件数から上記(1)の情報提供による対応をした件数等を除いたあとの、公開請求件数に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

〔※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。〕

令和元年度の決定件数は全体で683件となっており、平成30年度(783件)と比較して100件(12.8%)減少しています。

なお、公開請求の内容及び処理状況については、次のURLをご参照ください。

〔公開請求の内容及び処理状況〕

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3060-1-1-3-2-0-0-0-0-0-0.html>

イ 公開率〔表 5 参照〕

公開率は96.1%となっており、平成30年度(97.0%)と比較して0.9ポイント下降しています。

公開率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近5年度間を通じての公開率は98.3%となっています。

〔 ※公開率の算出方法
公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100 〕

ウ 実施機関別の決定状況 [表 6 及び表 7 参照]

実施機関別の決定件数としては、健康局が 85 件 (12.4%) と最も多く、次いで福祉局 83 件 (12.2%)、教育委員会 53 件 (7.8%) となっています。

(3) 非公開理由別の内訳 [表 8 参照]

非公開理由としては、「第 7 条第 1 号 個人情報」が 240 件 (47.7%) と最も多く、次いで「第 7 条第 2 号 法人等情報」が 121 件 (24.1%) となっています。

この合計は 361 件 (71.8%) であり、第 7 条第 1 号及び第 2 号が非公開理由の 70% 以上を占めています。

3 不服申立ての状況 [表 9 参照]

令和元年度において、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）に新たに諮問があった件数は 23 件であり、過年度から繰越された諮問 153 件との合計は 176 件です。

令和元年度は、審査会から不服申立てに対する答申が 14 件（答申第 462 号から第 475 号）出され、28 件の不服申立てが処理されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 7 件、原決定で非公開とした情報の一部を公開すべきと判断されたものは 4 件、文書を特定し、改めて公開決定等すべきと判断されたものが 1 件、原決定は妥当ではなかったが、現時点においては不存在であると認められると判断されたものが 1 件、審査請求を却下すべきであると判断されたもの 1 件でした。

令和元年度の答申の状況は、16 ページ「令和元年度答申一覧」のとおりです。各答申の内容については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市情報公開審査会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

このほか、不服申立てが取り下げられたものが 9 件あり、令和元年度末の残諮問件数（令和 2 年度に繰越される件数）は 139 件となっており、その内訳は、平成 29 年度 3 件、平成 30 年度 117 件、令和元年度 19 件です。

4 審査会答申の状況 [「令和元年度答申一覧」参照]

令和元年度に審査会が行った不服申立てに対する答申のうち、特徴的な事例として、市長の 1 対 1 メールが公文書に該当しないことを理由に行われた不存在による非公開決定は妥当ではなかったが、現時点においては当該メールは不存在であると認められると判断した答申が挙げられます。

(1) [答申第 468 号] 市長へのメール

審査会は、次の理由により、本件決定は妥当ではなかったが、現時点においては不存在であると認められると判断しています。

ア 当審査会が事務局職員をして実施機関に、特定の市民の声（以下「本件市民の声」という。）を伝達した西区長から市長への電子メール（以下「本件メール」という。）について確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 公開請求を受けて実施機関の職員は、本件市民の声の伝達の方法について、一対一で送受信されたメールであることを口頭で西区長に確認しており、その

際に、本件メールが存在していることまで確認していないため、実施機関としては、請求日時点における本件メールの物理的な存否は不明である。

(イ) 当時、本市では、「大阪市公文書管理条例解釈・運用の手引き」において「一対一メールのうち、当事者が公用 PC のマイドキュメント、メールボックスで保有するもの及びプリントアウトしたものを当事者のみが保有するもの」は、「2人の送受信だけにとどまるもの」であるから、公文書として取り扱わないとの運用を定めていた。そのため、上記の運用に基づき、本件メールは送信されて以降いずれかの時点で削除されており、現在は、本件メールは存在しない。

イ 先行答申における当審査会の判断について

当審査会は平成 26 年 8 月 29 日付け答申第 378 号において、特定の 1 か月間における市長と職員（特別職も含む）と一対一で送受信した全メール（以下「別件メール」という。）の公文書該当性について、「市長を含む複数の職員等の間で送受信されるメールについては組織共用の実質があり公文書に該当するが、市長と職員の間で一対一で送受信されたメールについては、組織共用の実質がないことから、実施機関が本件文書を公文書として保有していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない」として別件メールは公文書に該当しないと判断した。

しかしその後、「職務上の指示、報告等に利用されたものがあると認められるのが相当であり、これらの電子メールは、その作成、利用及び保存の状況に照らし、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態にあるべきであるから、『組織的に用いるもの』に該当すると解すべきである。…一対一メールが、その記載内容にかかわらず、業務上必要なものとして利用又は保存される状態には至っていないとの被告の主張は採用することができない。」として、「本件非公開決定は違法である」との判決（大阪高裁平成 28 年（行コ）第 282 号同 29 年 9 月 22 日判決・判例時報 2379 号 15 頁参照）が確定した。このことを受け、当審査会としては、先行答申で示した判断を改め、職務命令を含む職務上の指示、意見表明をしたり、職務上の報告を受けたりするなど、業務と密接に関連し継続利用が見込まれる情報の伝達に用いられるメールは、公文書に該当するものとする。

ウ 本件メールの公文書該当性について

上記ア(イ)のとおり本件メールはすでに削除されており、当審査会において本件メールを見分することができないため、本件メールの記載内容から公文書該当性を判断することはできないが、区長が市長へ本件市民の声について伝達するために本件メールを送信し、当該伝達後に、市長への伝達を行い対応方針についての指示があった旨を本件市民の声で回答しているという状況に鑑みると、業務との関わりがないメールであったとは認められないのであり、本件メールは公文書に該当するものであったと考えることが自然である。

エ 本件メールの存否について

以上のとおり本件メールについては公文書に該当するが、当時の実施機関においては上記ア(イ)のとおり規程等を定め運用を行っていたため、本件メールを削除

しており現在は存在しないという実施機関の説明は首肯しうるものであり、現時点においては不存在と認定するほかはない。

5 出資等法人の情報公開の状況

出資等法人における情報公開については、条例第 34 条により規定されており、特に本市の出資等比率が 50%以上である法人等については、同条第 2 項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これを受け、各出資等法人では情報公開要綱を制定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用することとされています。

決定状況等 [表 10 及び表 11 参照]

令和元年度において公開申出の対象となった出資等法人及びその決定件数は 17 件となっています。

公開率は 100.0%となっており、平成 30 年度 (95.5%) と比較して 4.5 ポイント増加しています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{※公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) / (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

6 市民情報プラザの運用状況

市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎 1 階に市民情報プラザを設置しています。

市民情報プラザでは、本市の行政資料（広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等）を配架及び配付しているほか、行政資料のコピー（セルフサービス）、本市が発行している有償刊行物の販売などを行っています。

(1) 利用状況 [表 12 参照]

令和元年度の利用者数は延べ 11,642 人となっており、平成 30 年度（延べ 14,482 人）と比較して 2,840 人（19.6%）減少しています。

(2) 有償刊行物の販売状況 [表 13 参照]

令和元年度の販売数は 54 点となっており、平成 30 年度（45 点）と比較して 9 点（20.0%）増加しています。

(3) 行政資料配架状況 [表 14 参照]

令和元年度末の配架数は 6,189 点となっており、平成 30 年度（6,173 点）と比較して 16 点（0.3%）増加しています。

7 制度の概要

(1) 情報公開制度の意義

情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及び

その発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和63年7月1日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）を制定し、平成13年4月1日（出資等法人の規定については、同年10月1日）から施行しました。

また、本市の情報公開制度をより一層充実させていくため、平成17年5月には、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社、大阪市土地開発公社の地方三公社を条例に定める実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成18年3月には、本市が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成25年9月には、大阪市土地開発公社の清算の終了、平成26年12月には、大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正、さらに平成28年3月には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な内容とする条例改正、平成29年2月には、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正、平成31年2月には、公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改める等の条例改正を行いました。

(2) 情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

(3) 情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の2原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

ア 原則公開の趣旨の徹底

市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

イ 個人情報の最大限の保護

個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最大限の配慮をしなければなりません。

(4) 情報公開制度の主な内容

ア 実施機関（情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項）

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査

委員会、公営企業管理者（水道局長）及び消防長、地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び大阪市住宅供給公社

イ 公文書（条例第2条第2項）

公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ウ 公開請求権者（条例第5条）

何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

エ 公開請求の受付

公開請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎1階）で行います。

また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けています。

オ 公開請求に対する決定（条例第10条から第12条まで）

(ア) 実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

(イ) 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について44日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができます。

カ 公文書の公開義務（条例第7条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

- (ア) 個人情報
- (イ) 法人等情報
- (ウ) 任意提供情報
- (エ) 審議・検討・協議情報
- (オ) 事務事業遂行情報
- (カ) 公共の安全・秩序維持情報
- (キ) 法令秘情報

キ 公文書の存否に関する情報（条例第9条）

「Aさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

ク 第三者保護の手續（条例第13条）

公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手續を整備しています。

ケ 費用負担（条例第16条）

公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

コ 審査請求（条例第16条の2から第30条まで）

公開決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

サ 情報提供施策等の充実（条例第 31 条関係）

(ア) 実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。

(イ) 実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

シ 情報の公表等（条例第 32 条関係）

(ア) 実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとしています。

(イ) 非公開又は部分公開決定を行う場合には、非公開情報を公開しない方法により、情報提供を行うものとしています。

(ウ) 公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書（既公開公文書）及び情報については、公開請求の手續を求めることなく、閲覧又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとしています。

ス 出資等法人の情報公開（条例第 34 条関係）

(ア) 実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(イ) 出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

セ 指定管理者等の情報公開（条例第 34 条の 2 関係）

(ア) 本市の公の施設の指定管理者又は対象学校の指定管理法人は、当該公の施設又は対象学校の管理に関する情報の公開のための措置を講ずるよう努めることとしています。

(イ) 実施機関は、指定管理者等に対し必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(5) 情報公開条例の制定及び改正の経過（公文書公開条例に係る経過を含む。）

昭和 62 年 4 月 「大阪市情報公開懇談会」を設置

昭和 62 年 11 月 「情報公開制度についての提言」を市長に提出

昭和 63 年 4 月 「大阪市公文書公開条例」を公布（昭和 63 年 7 月施行）

平成 10 年 8 月 市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」について諮問

平成 11 年 10 月 「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」

平成 12 年 7 月 「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ答申 ※答申までに、27 回の審議（うち公開審議 9 回）を行う。

平成 13 年 3 月 大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決

平成 13 年 3 月	「大阪市情報公開条例」を公布（平成 13 年 4 月施行（出資等法人については、同年 10 月施行））
平成 14 年 9 月	独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 14 年 10 月施行）
平成 16 年 3 月	地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 16 年 4 月施行）
平成 17 年 3 月	情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 17 年 4 月施行）
平成 17 年 5 月	地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施する際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行
平成 18 年 3 月	本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 18 年 4 月施行）
平成 23 年 2 月	特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 23 年 3 月施行）
平成 25 年 9 月	大阪市土地開発公社の清算の結了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 25 年 9 月施行）
平成 26 年 12 月	大阪市道路公社の清算の結了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 26 年 12 月施行）
平成 28 年 3 月	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 28 年 4 月施行）
同月	農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成 28 年 10 月施行）
平成 29 年 2 月	地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 29 年 4 月施行）

平成 31 年 2 月 公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の
設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする
「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公
布（平成 31 年 4 月施行）

表 1-1 公開請求件数（請求方法別）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	621	31.2	613	36.8	607	42.8	343	26.8	327	26.1
郵 送	71	3.6	62	3.7	79	5.6	125	9.8	81	6.4
ファクシミリ	679	34.2	580	34.9	204	14.4	217	17.0	203	16.2
電子申請	617	31.0	409	24.6	528	37.2	593	46.4	644	51.3
合 計	1,988		1,664		1,418		1,278		1,255	

表 1-2 公開請求件数（請求者別）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
個 人	1,060	53.3	865	52.0	920	64.9	815	63.8	890	70.9
個人以外	928	46.7	799	48.0	498	35.1	463	36.2	365	29.1
合 計	1,988		1,664		1,418		1,278		1,255	

表 2 公開請求件数（分野別）

分 野	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
教 育	191	168	123	101	155
福 祉	137	207	191	110	145
道 路 ・ 土 地	493	425	120	89	119
環 境 ・ 衛 生	83	41	78	64	98
保 健 ・ 医 療	102	94	73	123	95
議 案	50	7	31	54	68
都 市 計 画	100	86	57	42	66
建 築	21	13	19	73	52
防 災	107	58	67	54	52
公 園 ・ 緑 地	36	36	25	50	51
地 域 振 興	39	42	56	35	49
上 下 水 道	212	183	60	65	44
河 川 ・ 港 湾	59	41	50	83	35
産 業 ・ 経 済	52	29	36	23	32
戸 籍 ・ 住 民 情 報	5	9	7	11	10
交 通	49	37	54	11	8
そ の 他	252	188	371	290	176
合 計	1,988	1,664	1,418	1,278	1,255

表 3 分野別の公開請求具体例

分 野	請求具体例
教 育	教育委員会会議配布資料、使用教科書用図書採択資料
福 祉	社会福祉法人に係る法人調書、貸借対照表、事業活動収支計算書
道 路 ・ 土 地	大阪市認定道路区域線調査図、公共基準点及び道路基準点網図、大阪市道路現況平面図（台帳図）

表 4 年度別情報提供対応件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公開請求件数	1,988	1,664	1,418	1,278	1,255
うち公開条例対応件数	1,271	1,040	674	573	528
うち情報提供対応件数	717	624	744	705	727
情報提供対応率 (%)	36.1	37.5	52.5	55.2	57.9

※ 1 情報提供対応率＝情報提供対応件数／公開請求件数×100

表 5 年度別の決定状況

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存 否 応答拒否	公開請求却下		
							権利濫用	その他	
平成27年度	1,494	543	585	12	335	5	11	3	98.9
平成28年度	1,981	652	668	20	628	7	0	6	98.5
平成29年度	1,965	229	582	7	1,089	39	17	2	99.1
平成30年度	783	142	274	13	308	4	40	2	97.0
令和元年度	683	194	253	18	192	3	23	0	96.1
直近5年度計	6,906	1,760	2,362	70	2,552	58	91	13	98.3

※ 1 1件の公開請求に対して複数の公開決定等を行うことがあるため、公開条例対応件数と決定件数は一致しない。

※ 2 公開率＝（公開＋部分公開）／（公開＋部分公開＋全部非公開）×100

※ 3 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 6 令和元年度実施機関別決定状況

実施機関名	決定 件数	決定状況						
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不 存 在 に よ る 非 公 開	存 否 応 答 拒 否	公開請求却下	
							権 利 濫 用	そ の 他
副首都推進局	39	18	13	6	2	0	0	0
市政改革室	11	0	0	0	0	0	11	0
ICT戦略室	0	0	0	0	0	0	0	0
人事室	4	1	2	0	1	0	0	0
都市交通局	5	0	1	0	4	0	0	0
北区役所	17	1	3	0	4	0	9	0
都島区役所	1	1	0	0	0	0	0	0
福島区役所	2	0	0	0	2	0	0	0
此花区役所	2	0	2	0	0	0	0	0
中央区役所	3	0	0	0	3	0	0	0
西区役所	2	0	0	0	2	0	0	0
港区役所	12	3	6	0	3	0	0	0
大正区役所	4	1	1	0	2	0	0	0
天王寺区役所	6	2	2	0	2	0	0	0
浪速区役所	7	2	2	0	3	0	0	0
西淀川区役所	3	0	1	0	1	1	0	0
淀川区役所	3	0	1	1	1	0	0	0
東淀川区役所	2	1	1	0	0	0	0	0
東成区役所	2	0	0	0	2	0	0	0
生野区役所	7	4	0	0	2	1	0	0
旭区役所	12	2	7	0	3	0	0	0
城東区役所	3	0	1	0	2	0	0	0
鶴見区役所	1	1	0	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	3	1	1	0	1	0	0	0
住之江区役所	7	0	4	0	3	0	0	0
住吉区役所	2	0	2	0	0	0	0	0
東住吉区役所	4	3	1	0	0	0	0	0
平野区役所	5	2	1	0	2	0	0	0
西成区役所	5	1	1	1	2	0	0	0
政策企画室	14	5	3	0	6	0	0	0
危機管理室	8	3	1	0	4	0	0	0
経済戦略局	14	5	4	0	5	0	0	0
中央卸売市場	2	1	0	0	1	0	0	0
IR推進局	9	3	4	1	1	0	0	0
総務局	12	5	4	0	3	0	0	0
市民局	28	10	9	1	8	0	0	0
財政局	29	14	13	1	1	0	0	0
契約管財局	9	1	5	0	3	0	0	0
都市計画局	9	2	1	0	3	0	3	0
福祉局	83	19	28	2	34	0	0	0
健康局	85	20	38	1	26	0	0	0
こども青少年局	16	7	3	1	4	1	0	0
環境局	39	19	15	0	5	0	0	0
都市整備局	19	6	7	0	6	0	0	0
建設局	30	9	11	1	9	0	0	0
港湾局	11	4	7	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	591	177	206	16	166	3	23	0
教育委員会	53	11	25	2	15	0	0	0
選挙管理委員会	4	0	3	0	1	0	0	0
人事委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
監査委員	2	1	1	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	6	2	2	0	2	0	0	0
消防長	25	2	16	0	7	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	1	1	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	683	194	253	18	192	3	23	0

※1 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表7 年度別・実施機関別決定件数

実施機関名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市	副首都推進局	—	5	25	8	39
	市政改革室	1	10	24	21	11
	I C T戦略室	—	5	23	5	0
	人事室	31	24	48	11	4
	都市交通局	—	—	11	3	5
	北区役所	75	58	100	44	17
	都島区役所	7	25	30	9	1
	福島区役所	8	22	28	9	2
	此花区役所	11	24	29	6	2
	中央区役所	12	15	30	6	3
	西区役所	16	21	27	6	2
	港区役所	12	24	49	14	12
	大正区役所	8	18	31	5	4
	天王寺区役所	12	22	27	10	6
	浪速区役所	7	18	31	11	7
	西淀川区役所	7	20	26	8	3
	淀川区役所	11	18	30	10	3
	東淀川区役所	9	21	29	9	2
	東成区役所	8	20	29	7	2
	生野区役所	22	25	43	12	7
	旭区役所	11	21	34	10	12
	城東区役所	8	20	34	7	3
	鶴見区役所	11	16	28	6	1
	阿倍野区役所	7	17	29	6	3
	住之江区役所	11	28	37	16	7
	住吉区役所	13	17	30	6	2
	東住吉区役所	9	24	30	11	4
	平野区役所	10	23	39	12	5
	西成区役所	10	41	34	12	5
	政策企画室	28	17	36	7	14
	危機管理室	1	16	19	6	8
	経済戦略局	9	38	22	10	14
	中央卸売市場	3	12	23	7	2
	I R推進局	—	—	15	7	9
	総務局	57	103	98	20	12
	市民局	28	50	42	15	28
	財政局	18	27	38	22	29
	契約管財局	10	17	32	6	9
	都市計画局(旧 計画調整局)	9	50	39	18	9
	福祉局	94	166	201	62	83
	健康局	43	77	73	84	85
こども青少年局	10	70	56	14	16	
環境局	24	35	31	16	39	
都市整備局	11	45	25	12	19	
建設局	531	504	64	48	30	
港湾局	1	13	20	17	11	
会計室	1	2	17	3	0	
行政委員会事務局	0	2	11	0	0	
大阪府市大都市局	12	—	—	—	—	
小計	1,237	1,846	1,827	674	591	
教育委員会	143	61	49	36	53	
選挙管理委員会	4	1	1	6	4	
人事委員会	0	1	2	3	1	
監査委員	6	8	19	10	2	
農業委員会	0	0	—	—	—	
固定資産評価審査委員会	0	1	0	0	0	
交通局長	31	9	15	—	—	
水道局長	17	11	3	6	6	
消防長	50	41	41	48	25	
公立大学法人大阪市立大学	1	1	3	0	—	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	—	—	—	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	1	0	1	0	1	
地方独立行政法人大阪市博物館機構	—	—	—	—	0	
大阪市住宅供給公社	4	1	4	0	0	
合計	1,494	1,981	1,965	783	683	

※1 大阪府市大都市局については、平成27年6月末までの件数

※2 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数

※3 都市交通局については、平成29年7月からの件数

表 8 年度別非公開理由件数

非 公 開 理 由	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第7条第1号 個人情報	503	614	540	241	240
第7条第2号 法人等情報	266	265	166	153	121
第7条第3号 任意提供情報	0	9	2	2	6
第7条第4号 審議・検討・協議情報	8	20	13	6	11
第7条第5号 事務事業遂行情報	43	82	75	62	73
第7条第6号 公共の安全・秩序維持情報	20	35	32	34	33
第7条第7号 法令秘情報	12	19	26	7	19
合 計	852	1,044	854	505	503

※1件の決定で複数の非公開理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 9-1 不服申立ての状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
過年度繰越件数	366	55	62	63	153
新規件数	132	40	33	125	23
諮問件数	498	95	95	188	176
処理件数	433	21	26	28	28
(答申数)	(28)	(17)	(15)	(13)	(14)
取下げ件数	10	12	6	7	9
年度末 残諮問件数	55	62	63	153	139

表 9-2 令和元年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計
残諮問件数	3	117	19	139

[令和元年度答申一覧]

令和元年6月11日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第462号	ケース診断会議記録票	部分公開決定	原決定一部取消し(非公開とした情報の一部を公開すべき)

令和元年8月30日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第463号	給水装置工事手続きに関する決裁文書	不存在による非公開決定・公開決定	原決定妥当
第464号	国民健康保険に関する公文書	不存在による非公開決定	原決定妥当
第465号	身体障がい者手帳交付申請異議申立てに関する公文書	部分公開決定・公開請求却下決定	原決定妥当

令和元年10月31日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第466号	身体障がい者手帳交付決定異議申立てに係る決定書等	部分公開決定・不存在による非公開決定	審査請求を却下すべき

令和元年11月21日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第467号	身体障がい認定基準に関する公文書	部分公開決定・不存在による非公開決定	原決定妥当
第468号	市長へのメール	不存在による非公開決定	原決定は妥当ではなかったが、現時点においては不存在

令和元年12月26日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第469号	身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審査書等	公開決定・部分公開決定・不存在による非公開決定	公開決定等追加(文書を特定し、改めて公開決定等すべき) そのほかの決定については原決定妥当

令和2年2月6日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第470号	身体障がい者診断書・意見書	部分公開決定	原決定一部取消し(非公開とした情報の一部を公開すべき)
第471号	職員の出張に関する公文書	不存在による非公開決定・部分公開決定	原決定妥当
第472号	高架下区画賃貸借契約書	部分公開決定	原決定妥当

令和2年3月30日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	審査会会結論
第473号	教育委員協議会会議資料	部分公開決定	原決定一部取消し(非公開とした情報の一部を公開すべき)
第474号	昇降機設備工事に係る見積比較表及び細目別内訳等	部分公開決定	原決定一部取消し(非公開とした情報の一部を公開すべき)
第475号	教職員分限懲戒部会議事録	部分公開決定	原決定妥当

表 10 年度別の決定状況（出資等法人）

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)	異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存 否 応答拒否	公開申出却下			
							権利濫用	その他		
平成27年度	5	2	2	1	0	0	0	0	80.0	0
平成28年度	17	4	11	2	0	0	0	0	88.2	1
平成29年度	22	14	8	0	0	0	0	0	100.0	0
平成30年度	23	15	6	1	1	0	0	0	95.5	0
令和元年度	17	10	6	0	1	0	0	0	100.0	0

※ 公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

表 11 令和元年度出資等法人別決定状況

法人名	決定 件数	決定状況							異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存 在に よる 非公開	存否 応答 拒否	公開申出却下		
							権利 濫用	その他	
湊町開発センター	14	9	5	0	0	0	0	0	0
大阪市救急医療事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪城ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市大阪市文化財協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア太平洋トレードセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリスタ長堀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリアウォーターOSAKA	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港木材倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港トランスポートシステム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪水道総合サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際平和センター	3	1	1	0	1	0	0	0	0
大阪社会医療センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市高速電気軌道株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	17	10	6	0	1	0	0	0	0

表 12 市民情報プラザの利用状況

(単位：延べ人数)

	利用者数	窓口対応	電話対応	ビデオ
平成27年度	21,322	3,794	881	9
平成28年度	18,828	3,535	994	11
平成29年度	16,441	2,300	764	0
平成30年度	14,482	1,681	621	0
令和元年度	11,642	1,576	317	0

表 13 有償刊行物の販売状況

No.	刊行物名				参 考	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	担当	頒布価格 (円)
1	大阪市公文書館研究紀要（第14～19号）	0	0	0	総務局	790
2	大阪市公文書館研究紀要（第20号）	3	0	0	総務局	820
3	大阪市公文書館研究紀要（第21号）	2	2	0	総務局	490
4	大阪市公文書館研究紀要（第22号）	4	1	1	総務局	630
5	大阪のまちづくりーきのう・今日・あすー	0	0	1	都市計画局	7,000
6	大阪の経済（～2015年版）	5	0	6	経済戦略局	1,000
7	大阪の経済（2016年版～）	53	37	45	経済戦略局	500
8	都市問題研究	4	5	1	政策企画室	650
合 計		71	45	54		

表 14 市民情報プラザにおける配架資料数

	合 計
平成27年度	5,609
平成28年度	5,742
平成29年度	6,052
平成30年度	6,173
令和元年度	6,189

※各年度末（3月31日）時点